

市議会

市議会からのお知らせ 請願書（陳情書）の提出方法が変わりました ～皆様の声をお待ちしています～

問合せ／議会事務局 ☎165

請願書（陳情書）の提出方法

1 市議会へ請願書（陳情書）を提出する時は、1件につき1通（原本）を次の締切日までに議長あてに提出してください。

平成27年 定例会	開会日	請願（陳情） 締切日
3月定例会	2月24日（火）	2月9日（月）
6月定例会	6月2日（火）	5月18日（月）
9月定例会	9月1日（火）	8月17日（月）
12月定例会	11月24日（火）	11月6日（金）

※締切日の正午までに提出してください。

- 2 請願は紹介議員（1人以上）の署名が必要です。陳情には、紹介議員は必要ありません。
- 3 記載内容は【書式例】に準じ、A4サイズで横書きでお願いします。
- 4 複数人による請願（陳情）は、代表者を定め「外○人」とし、代表者のみ押し、署名簿を付けてください。署名簿は、住所、氏名をボールペンなど（えんぴつ不可）でこ
- 法人・団体の場合は、その名称と代表者氏名を記入し、代表者のみ押ししてください。

【書式例】 A4用紙 横書き

(表紙)	(内容)								
<p>○○○○○ (に関する) 請願書 (を求める)</p> <p>紹介議員 ○○○○</p>	<p>件名 ○○○○○ (に関する) 請願 (陳情) (を求める)</p> <p>要旨 理由 平成○○年○○月○○日 (あて先) 富士見市議会議長 請願 (陳情) 者 (代表者) 住所 ○○○○○○ 氏名 ○○○○ ④ (外○人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	氏名	住所						
氏名	住所								

※陳情の場合、表紙は不要です。

※署名簿がある場合は、上記のように署名欄を作成してください。

- 5 署名ください（コピーは無効）。道路・下水道などに関しては、位置や区間など（市道第○号線など）を表示した「略図」を付けてください。
- 6 次の請願（陳情）は議会では審査できません。
- 郵送の陳情
 - 内容が2件以上にわたる請願（陳情）
 - 富士見市および富士見市議会の事務や権限に属さない請願
- （陳情）
- ※請願（陳情）は議会では、事前に議員または議会事務局にご相談ください。
- ※請願（陳情）は会議録、議会だよりなどで住所、氏名、内容などが一般に公開されますのでご了承ください。
- （陳情）
- 議会で判断がされた後、1年を経過しない同一趣旨の請願

西出張所

西出張所の業務時間延長

問合せ／西出張所 ☎049-252-2331

西出張所（鶴瀬駅西口サンライトマンション1階）では、毎月最終木曜（祝日を除く）に窓口業務時間を延長しています。

実施日時／2月26日（木）午後8時まで

※主な取扱業務など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

市役所

市役所の土曜開庁と業務時間延長

問合せ／市役所 ☎049-251-2711

土曜開庁／2月7日（土）午前8時30分～午後0時30分
業務時間延長／毎週木曜（祝日を除く）午後7時まで

開庁場所／市役所本庁舎1階

開庁課／市民課・保険年金課・税務課・収税課
子育て支援課・保育課

※開庁課の主な取扱業務など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



住民税

市民税・県民税の申告 ～2月16日(月)から申告受付が始まります～

問合せ／税務課 市民税係 ☎349～352

市・県民税申告相談日程表

～簡易な所得税の確定申告も受け付けます～

受付時間／午前9時～正午、午後1時～4時

受付日	申告会場
2月16日(月)～18日(水)	市役所2階会議室
2月19日(木)・20日(金)	みずほ台コミュニティセンター
2月23日(月)・24日(火)	鶴瀬西交流センター
2月25日(水)	ふじみ野交流センター
2月26日(木)	水谷東公民館
2月27日(金)	水谷公民館
3月2日(月)～3月16日(月)	市役所2階会議室

土・日曜を除く。ただし、3月15日(日)は受け付けます。

※受付開始前に来場した場合、会場に入れない場合がありますのでご注意ください。

※市役所(初日と3月から1週間程度)、みずほ台コミュニティセンター、鶴瀬西交流センターの初日は、特に混雑が予想されます。

※市役所以外は車での来場をご遠慮ください。

市民税・県民税の申告を左記の日程で受け付けます。詳しくは、広報『ふじみ』1月号または市ホームページをご覧ください。また、簡易な所得税の確定申告も受け付けます。

- 次の申告は川越税務署へ
- 青色申告
 - 土地・建物・株の譲渡
 - 先物取引
 - 連帯債務のある住宅借入金等特別控除
 - 認定住宅・特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修

に係る控除申告

○震災関連の控除申告

○特定支出控除の申告

※給与や年金の源泉徴収票や報酬などの支払調書がない方の確定申告も市では受けられません。

お間違えなく

- 所得税の確定申告に関することは川越税務署申告案内コールセンターへ☎049-235-9411(自動音声案内)
- 市・県民税の申告のことは税務課市民税係へ

最低賃金

『確認しましょう!最低賃金』

問合せ／川越労働基準監督署 ☎049-242-0892

埼玉県最低賃金は、県内すべての労働者とその使用者に適用されます。これに加え、特定の産業には「特定(産業別)最低賃金」が定められています。埼玉県最低賃金よりも特定(産業別)最低賃金が優先されます。

埼玉県最低賃金	時間額	発効日
	802円	26.10.1
埼玉県特定(産業別)最低賃金	時間額	発効日
非鉄金属製造業	854円	26.12.1
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859円	
輸送用機械器具製造業	870円	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	870円	
各種商品小売業	821円	
自動車小売業	869円	

所得税

川越税務署からのお知らせ

問合せ／申告案内コールセンター ☎049-235-9411(自動音声案内)

所得税等の確定申告はお早めに!

平成26年分の所得税および復興特別所得税の申告期間と納付期限は次のとおりです。

確定申告の期間

2月16日(月)～3月16日(月)

納付期限／3月16日(月)

期限までに金融機関または川越税務署で納付してください。納付書は、金融機関や税務署にあります。また、納税には安全、便利な振替納税をご利用ください。

振替口座からの引落日

4月20日(月)

川越税務署会場の受付時間

午前9時～午後5時(土・日曜、祝日を除く)

※2月22日(日)、3月1日(日)は確定申告の受付を行います(現金納付・納税証明書発行などの窓口業務は行いません)。

※詳しくは、広報『ふじみ』1月号をご覧ください。

高齢者
福祉

老人福祉センター「びん沼荘」で憩いのひとときをお楽しみください

問合せ／老人福祉センター ☎049-252-4810

老人福祉センターは、高齢者の方々の健康増進や交流の場として、多くの方と交流を深め、楽しい時間を過ごしていただくための施設です。大きなお風呂での憩いのひととき、大広間で親しい友人たちとの会話や食事、舞台でのカラオケ、踊りなどを楽しめます。個人でも団体でも利用できますので、気軽にお越しください。

開館日／毎週火～日曜（祝日、年末年始を除く）
午前9時～午後4時

施設案内／
浴室、会議室、和室、娯楽室、談話室、プレイルーム、機能回復室、ゲートボール場など

利用料金／
市内在住の60歳以上の方は無料、60歳未満の方は1日200円、市外の方は1日300円

無料送迎バス／
水・土曜運行

※時刻表は、各出張所・公民館にパンフレットがあります。
※15人以上の団体であれば無料送迎（要予約）もできます。詳しくはお問い合わせください。

市内循環バスでお越しの方は「老人福祉センター」下車。



びん沼まつり



パソコン教室

お持ちですか？
市内循環バス特別乗車証
70歳以上の方は市内循環バスの乗車が無料になる特別乗車証が利用できます。お持ちでない方は、保険証など本人確認のできる書類をお持ちになり、各出張所や高齢者福祉課で申請してください。

環境
計画

パブリックコメント(市民意見提出手続)を実施します
～第2次富士見市美化推進計画(案)について～

問合せ／環境課 ☎299



市では、平成19年10月に「富士見市をきれいにする条例」を施行し、ごみの投げ捨てや犬のふんの放置、路上喫煙といった行為について基本的なルールを定め、きれいで安全なまちづくりを進めています。

また、この条例の掲げる理念を実現するため、市民・事業者・行政が相互に連携し、まちぐるみで環境美化を推進するため、平成22年4月に「富士見市美化推進計画」を策定し、さまざまな施策を推進するとともに、市民と連携した環境美化活動を展開してきました。

今回、「富士見市美化推進計画」の計画期間満了に伴い、引き続き環境美化の推進を図るため、第2次美化推進計画(案)を策定しました。

この計画(案)に対し、市民の皆さんから意見を募集します。

募集期間／
2月24日(火)～3月23日(月)

意見の提出方法／
パブリックコメント記入用紙に記入し、郵送、ファックスまたは直接提出してください。

※市ホームページからも用紙の入手と意見の提出ができます。

計画(案)の閲覧および用紙の配布／
市役所1階「市政情報コーナー」、環境課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、中央図書館、図書館鶴瀬西分館、市ホームページ

意見の提出先／
● 郵送・持参
〒354-8511(住所不要)
富士見市役所環境課
● FAX 049-253-2700
● 市ホームページの専用フォームをご利用ください。

【注意】
意見提出の際は、住所・氏名などの記入が必要です。住所・氏名などは公表しませんが、匿名での意見は受け付けません。

また、いただいたご意見に個別の回答は行いませんが、検討を終えたときは、ご意見の内容およびそれに対する市の検討結果とその理由を公表します。



学校体育施設

平成27年度学校体育施設の利用について

問合せ／生涯学習課 ☎634

市内各小中学校の体育館・校庭などを年間を通し、学校教育に支障のない範囲で登録団体に開放します。利用を希望する団体は、次の手続きが必要です。

団体登録の手続き方法

①平成26年度の登録団体で平成27年度も継続して利用を登録する団体

3月6日(金)までに団体登録申請書を生涯学習課に提出し、下記の「登録団体全体調整会議」に出席してください。

なお、今年度限りで活動を中止・休止する場合は必ずご連絡ください。

②新規登録団体

平成27年度から新規に登録を希望する団体は、2月27日(金)までに生涯学習課へ電話連絡し、「新規団体登録説明会と登録団体全体調整会議」に必ず出席してください。

新規団体登録説明会
(②の団体対象)

とき／3月5日(木)午後7時
場所／教育委員会会議室

登録団体全体調整会議
(①②全団体対象)

とき／4月8日(水)
午後7時(6時45分開場)

場所／市民総合体育館柔剣道場

留意事項

- 各小中学校の体育館でサッカー、フットサルはできません。
- 少年団体が夜間に利用する場合は、保護者の同意が必要です。
- 営利を目的とした団体は利用できません。

教育委員

新しい教育委員会委員を紹介します



おの 巧 氏

任期／平成26年12月22日～平成30年12月21日

教育委員会委員の任命／平成26年12月議会で、市教育委員会委員として小野寺巧氏が全会一致で同意された後、市長から任命されました。

問合せ／秘書広報課 ☎209

教育委員会委員長の選出／市教育委員会から教育委員会委員長として小野寺巧氏が選出されました。

問合せ／教育政策課 ☎611

障がい福祉

あいサポーター研修

問合せ／富士見市社会福祉協議会 ☎049-254-0747

障がいのある方への必要な配慮などを理解して、誰もが暮らしやすい共生社会を皆さんと一緒につくるため、あいサポーター研修を下記日程で行います。

どなたでも参加できますので、気軽にお越しください。

定員／各30人

※申込不要。直接会場へお越しください。

参加費／無料



あいサポート運動
障がいを知り、共に生きる

とき	会場
2月6日(金) 午後1時30分～3時	水谷東公民館ホール
2月20日(金) 3月16日(月) 午前10時～11時30分	市民福祉活動センター ぱれっと会議室
3月4日(水) 午後7時～8時30分	鶴瀬公民館第3集会室

就労支援

埼玉県市町村職員採用情報フォーラム2015

県内市町村職員の仕事の内容や魅力をPRするフォーラムを開催します。公務員を目指している方、関心のある方など多くの方の参加をお待ちしています。

とき／2月10日(火)午後1時～3時30分(0時30分開場)

場所／埼玉会館大ホール(丁)R浦和駅下車徒歩6分)

内容／

①基調講演(二高校生レズラン)の仕掛け人として著名な岸川政之氏(三重県多気町職員)から、仕事のやりがい

と公務の魅力などをお話しいただきます。

②大学生と市町村職員によるディスカッション

※終了後、職員への質問コーナーを設置

定員／1千300人(申込不要)

問合せ／彩の国さいたまづくり広域連合人材開発部 市町村職員担当

☎048-661-6681

詳しくは、ホームページ「SAITAMA WORKS NAVI」をご覧ください。